

## ワークライフバランスと子育ての両立を促進する行動計画

職員が仕事と子育てを両立でき、すべての職員が様々なライフステージに応じてその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和11年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：ワークライフバランスの実現に向け、業務効率化を図り、休暇促進および残業時間削減を目指す。

### <対策>

- 令和 6年 4月～ 事業場ごとに休暇の取得状況と時間外労働及び宿直回数を把握し要因分析を行い、勤務管理・労務管理をフォローする。
- 令和 6年 5月～ 長時間労働を是正する目的や意義について職員に周知し、職場で助け合い効率的な労働をしていく職場の風土づくりをすすめる。
- 令和 6年 6月～ 月 20時間を超える時間外労働及び宿直回数を超える職員に対し、原因を分析し、必要に応じて個別の支援を行う。

目標2：女性の育児休業取得 100%の維持と男性の取得率を推進する。

### <対策>

- 令和 6年 4月～ 女性職員の育児休業取得率 100%を維持するために、産休・育休復職者が復帰しやすい職場環境の整備に努める。
- 令和 6年 4月～ 男性の育児休業の制度について職員に周知し、取得しやすい労働環境を整え、男性職員の育児休業取得を推進する。

目標3：有給休暇取得のアンバランスを是正する。

### <対策>

- 令和 6年 4月～ 法人全体の年5日以上の取得率は 100%であるが、未消化の有給の繰越が常態化しており、個人により時効によって繰越せない有給休暇が発生しているため、取得率の差を解消していくことの意義を仕事と生活の調和の観点を含め意識づけしていく。
- 令和 6年 5月～ 有給休暇の取得について職員に周知し、事業場や平等な取得をしやすい労働環境と雰囲気づくりを推進する。
- 令和 6年 6月～ 勤務管理、労務管理について、管理者への研修を行う。